

I P 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P - P B X サービス）【現改比較表】

2024年1月31日現在

～2024年1月30日

2024年1月31日～

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～27（略）	（略）
28 第6種シェアード I P - P B X ゲートウェイ装置	第6種シェアード I P - P B X サービスのカテゴリ3タイプ4、タイプ5 <u>又は</u> タイプ6を提供するために当社が I P 通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備
29～51（略）	（略）

第2章 シェアード I P - P B X サービスの種別等

第3条（略）

（ダイヤルアウト）

第4条 シェアード I P - P B X 契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～27（略）	（略）
28 第6種シェアード I P - P B X ゲートウェイ装置	第6種シェアード I P - P B X サービスのカテゴリ3タイプ4、タイプ5、タイプ6 <u>又はタイプ7</u> を提供するために当社が I P 通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備
29～51（略）	（略）

第2章 シェアード I P - P B X サービスの種別等

第3条（略）

（ダイヤルアウト）

第4条 シェアード I P - P B X 契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

～2024年1月30日

2024年1月31日～

発信元	発信先
(1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	(1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。） (3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域

発信元	発信先
(1) 削除 (2) シェアードゲートウェイ装置 (3) 削除 (4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線 (5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	(1) 加入電話等設備 (2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。） (3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域

2 削除

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ-1のタイプ1のプラン2、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、カテゴリ-3のタイプ6及びカテゴリ-8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

- (4) (略)

第3章 契約
第5条～第73条（略）

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約
（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）
第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
カテゴリ-1～	(略)

2 削除

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ-1のタイプ1のプラン2、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、カテゴリ-3のタイプ6、カテゴリ-3のタイプ7及びカテゴリ-8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

- (4) (略)

第3章 契約
第5条～第73条（略）

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約
（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）
第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
カテゴリ-1～	(略)

~2024年1月30日	2024年1月31日~
-------------	-------------

2	
カテゴリー 3	<p>シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの</p> <p>(注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款若しくはArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備又は第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー3タイプ5又はタイプ6に係るものに限り)に係る電気通信設備とします。</p>
カテゴリー 4 ~ 8	(略)
備考	(略)

2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

(1)~(2) (略)

(3) カテゴリー3に係るもの

区 別	内 容
タイプ1~タイプ5 (略)	(略)
タイプ6	ジェネシスクラウドサービス株式会社(以下「SaaSサービス提供社」といいます。)が提供する Genesys Cloud CX (以下「接続先 SaaS サービス」といいます。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの

2	
カテゴリー 3	<p>シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの</p> <p>(注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款若しくはArcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備又は第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー3タイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限り)に係る電気通信設備とします。</p>
カテゴリー 4 ~ 8	(略)
備考	(略)

2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

(1)~(2) (略)

(3) カテゴリー3に係るもの

区 別	内 容
タイプ1~タイプ5 (略)	(略)
タイプ6	ジェネシスクラウドサービス株式会社(以下「SaaSサービス提供社」といいます。)が提供する Genesys Cloud CX (以下「接続先 SaaS サービス」といいます。)を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
<u>タイプ7</u>	<u>Flexible InterConnect 接続タイプ(当社の Universal One サービス契約約款に定めるVPNサービスの代表契約に係るものに限り。以下同じとします。)及び Universal One 網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの</u>

～2024年1月30日	2024年1月31日～
<p>備考</p> <p>1 タイプ1、タイプ2、タイプ3 <u>及び</u>タイプ4においては、1のIPセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。</p> <p>2 タイプ5及びタイプ6においては、1のIPセントレックス番号及び1のIDを利用できます。</p> <p>3 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約の単位)</p> <p>第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) カテゴリー3(タイプ2 <u>及び</u>タイプ3に限ります。)の場合 当社は、1のArcstar Contact Centerサービス契約（Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。）又は1の当社が別に定める契約につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約とします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)</p> <p>第73条の4 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6 <u>及び</u>カテゴリー8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限ります。）の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下「犯収法」といいます。）に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</p>	<p>備考</p> <p>1 タイプ1、タイプ2、タイプ3、<u>タイプ4</u> <u>及び</u>タイプ7においては、1のIPセントレックス番号及び1の通信チャネルを利用できます。</p> <p>2 タイプ5及びタイプ6においては、1のIPセントレックス番号及び1のIDを利用できます。</p> <p>3 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約の単位)</p> <p>第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) カテゴリー3(タイプ2、<u>タイプ3</u> <u>及び</u>タイプ7に限ります。)の場合 当社は、1のArcstar Contact Centerサービス契約（Arcstar Contact Centerサービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。）、<u>1のUniversal One契約（Universal Oneサービス契約約款に定める契約をいいます。）</u>又は1の当社が別に定める契約につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約とします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)</p> <p>第73条の4 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、<u>カテゴリー3のタイプ7</u>及びカテゴリー8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限ります。）の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下「犯収法」といいます。）に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</p>

～2024年1月30日	2024年1月31日～
<p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等 (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項 2～4 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾) 第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Centerサービス契約者（Arcstar Contact Center契約約款に定める契約者をいいます。）又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。 (注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）、カテゴリー1（タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）、カテゴリー3（タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5及びタイプ6に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）、カテゴリー7（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限ります。）の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき (3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p> <p>第73条の5の2～第73条の6 (略)</p>	<p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等 (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項 2～4 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾) 第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Centerサービス契約者（Arcstar Contact Center契約約款に定める契約者をいいます。）、Flexible InterConnect 接続タイプに係る代表契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。 (注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者とします。</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）、カテゴリー1（タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）、カテゴリー3（タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5、タイプ6及びタイプ7に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）、カテゴリー7（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限ります。）の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき (3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー3のタイプ6、カテゴリー3のタイプ7又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p> <p>第73条の5の2～第73条の6 (略)</p>

～2024年1月30日

2024年1月31日～

(第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更)

第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ7及びカテゴリ8に係る者を除きます。)は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ7及びカテゴリ8に係るものを除きます。)の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)及び第73条の5(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)

第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。

2～4 (略)

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3(タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5及びタイプ6に係るものに限り)、カテゴリ7及びカテゴリ8に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。)及びカテゴリ7に係る者に限ります。)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6及びカテゴリ8に係る者に限ります。)は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

(1)～(2) (略)

(3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ

(第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更)

第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7カテゴリ7及びカテゴリ8に係る者を除きます。)は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7カテゴリ7及びカテゴリ8に係るものを除きます。)の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)及び第73条の5(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)

第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。

2～4 (略)

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3(タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2、タイプ5、タイプ6及びタイプ7に係るものに限り)、カテゴリ7及びカテゴリ8に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。)及びカテゴリ7に係る者に限ります。)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7及びカテゴリ8に係る者に限ります。)は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

(1)～(2) (略)

(3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ

～2024年1月30日	2024年1月31日～
<p>4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6及びカテゴリ8に係る者に限ります。)が、第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び共通編別記5(IP通信網契約者の氏名等の変更)に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。(1)当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。</p> <p>第73条の9～第73条の10 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第73条の11 当社は、共通編第13条(IP通信網約款に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権(第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。</p> <p>(注)当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者としてします。</p> <p>第73条の11の1～第73条の12 (略)</p> <p>第4章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第74条 削除</p> <p>第74条の2～第74条の3 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 料金等の支払義務 第79条～第81条の2 (略)</p>	<p>プ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ3のタイプ6、カテゴリ3のタイプ7及びカテゴリ8に係る者に限ります。)が、第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び共通編別記5(IP通信網契約者の氏名等の変更)に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。(1)当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。</p> <p>第73条の9～第73条の10 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第73条の11 当社は、共通編第13条(IP通信網約款に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種シェアードIP-PBX利用権(第6種シェアードIP-PBX契約者が第6種シェアードIP-PBX契約に基づいて第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほかIP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者、Arcstar Contact Centerサービス契約者、Flexible InterConnect接続タイプに係る代表契約者又は当社が別に定める契約者の同意がないときを除いて、これを承認します。</p> <p>(注)当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS利用規約に定める契約者としてします。</p> <p>第73条の11の1～第73条の12 (略)</p> <p>第4章 付加機能</p> <p>第74条 削除</p> <p>第74条の2～第74条の3 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 料金等の支払義務 第79条～第81条の2 (略)</p>

～2024年1月30日	2024年1月31日～
<p>(債権の譲受)</p> <p>第81条の3 シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(特定電気通信番号を用いるものであって、カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限り。))に係る者に限り。以下この項において同じとします。))は、シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備から行う特定協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を当社が特定協定事業者から譲り受け、その債権額を当社の料金に合算して、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および特定協定事業者は、シェアードIP-PBX契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7章～第9章 (略)</p> <p>第10章 雑則 第84条 (略)</p> <p>(電話番号案内)</p> <p>第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限り。))に係る者に限り。))から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。 (注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</p> <p>第86条～第88条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1 削除</p> <p>2 電話帳の普通掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ</p>	<p>(債権の譲受)</p> <p>第81条の3 シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(特定電気通信番号を用いるものであって、カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限り。))に係る者に限り。以下この項において同じとします。))は、シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備から行う特定協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を当社が特定協定事業者から譲り受け、その債権額を当社の料金に合算して、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および特定協定事業者は、シェアードIP-PBX契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7章～第9章 (略)</p> <p>第10章 雑則 第84条 (略)</p> <p>(電話番号案内)</p> <p>第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>、カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限り。))に係る者に限り。))から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。 (注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</p> <p>第86条～第88条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1 削除</p> <p>2 電話帳の普通掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>、カテゴリ</p>

～2024年1月30日	2024年1月31日～
<p>ー8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。</p> <p>ア シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1</p> <p>イ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の職業(当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1</p> <p>ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の住所又は居所のうち1</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 電話帳の掲載省略</p> <p>当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。)から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。</p> <p>4 電話帳の重複掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。)から、普通掲載のほか、別記2(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。</p> <p>ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載</p> <p>イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～10 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)</p>	<p>ー4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。以下この項において同じとします。)から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。</p> <p>ア シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1</p> <p>イ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の職業(当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1</p> <p>ウ シェアードIP-PBX契約者又はそのシェアードIP-PBX契約者が指定する者の住所又は居所のうち1</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 電話帳の掲載省略</p> <p>当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>、カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。)から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。</p> <p>4 電話帳の重複掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>、カテゴリ4、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限ります。)に係る者に限ります。)から、普通掲載のほか、別記2(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。</p> <p>ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載</p> <p>イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～10 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)</p>

～2024年1月30日

2024年1月31日～

1～4 (略)

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 (略)

5-2 料金額

5-2-1 利用料
ア～イ (略)

ウ カテゴリ-3

区 分		単 位	料 金 額
タイプ1		1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ2		1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ3		1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額	200円 (220円)
	プラン2	1の契約ごとに月額	500円 (550円)
タイプ5		1の契約ごとに月額	300円 (330円)
タイプ6		1の契約ごとに月額	400円 (440円)

エ～ク (略)

5-2-1-1～5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

1～4 (略)

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 (略)

5-2 料金額

5-2-1 利用料
ア～イ (略)

ウ カテゴリ-3

区 分		単 位	料 金 額
タイプ1		1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ2		1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ3		1の契約ごとに月額	580円 (638円)
タイプ4	プラン1	1の契約ごとに月額	200円 (220円)
	プラン2	1の契約ごとに月額	500円 (550円)
タイプ5		1の契約ごとに月額	300円 (330円)
タイプ6		1の契約ごとに月額	400円 (440円)
<u>タイプ7</u>		<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>580円 (638円)</u>

エ～ク (略)

5-2-1-1～5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用 (略)

2 工事費の額

~2024年1月30日	2024年1月31日~
-------------	-------------

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの
 第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	2,000円 (2,200円)
	(イ) 上	(略)	(略)

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの
 第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	2,000円 (2,200円)
	(イ) 上	(略)	(略)

~2024年1月30日	2024年1月31日~
-------------	-------------

	記以外に関する工事の場合	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、カテゴリ-7及びカテゴリ-8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 上記以外の工事費	(略)	(略)			(略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1~3 (略)	(略)
4 番号ポータビリティ機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、カテゴリ-7及びカテゴリ-8(特定電気通信番号を用いる場合に限り)に

	記以外に関する工事の場合	番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、 <u>カテゴリ-3のタイプ7</u> 、 <u>カテゴリ-7</u> 及びカテゴリ-8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 上記以外の工事費	(略)	(略)			(略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1~3 (略)	(略)
4 番号ポータビリティ機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-1、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5、 <u>カテゴリ-3のタイプ7</u> 、 <u>カテゴリ-7</u> 及びカテゴリ-8(特定電気通信番号を

～2024年1月30日		2024年1月31日～	
<p>会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ（これと同等のものを含みます。）を利用することができるようにする機能</p>	<p>係る者に限ります。)に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、設定を行うIPセントレックス番号（IP電話番号及び特定電気通信番号（共通編別記2に規定する特定協定事業者が付与するものに限ります。))及びIPアドレスをあらかじめ通知していただきます。</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1（タイプ1のプラン2を除きます。))又はカテゴリ7に係る者に限ります。)が第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5又はカテゴリ8に係る者に限ります。))が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>	<p>会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ（これと同等のものを含みます。）を利用することができるようにする機能</p>	<p>用いる場合に限ります。)に係る者に限ります。)に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、設定を行うIPセントレックス番号（IP電話番号及び特定電気通信番号（共通編別記2に規定する特定協定事業者が付与するものに限ります。))及びIPアドレスをあらかじめ通知していただきます。</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1（タイプ1のプラン2を除きます。))又はカテゴリ7に係る者に限ります。)が第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>又はカテゴリ8に係る者に限ります。))が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>
5～10 (略)	(略)	5～10 (略)	(略)

～2024年1月30日		2024年1月31日～	
<p>11 転送先特定番号機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号へ着信があった場合（通信中に他から着信があった場合を含みます。）に、その着信する通信を、あらかじめ指定された着信課金番号（高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）又は特定着信番号（高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）に自動的に転送することができる機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ7又はカテゴリ8（特定電気通信番号を用いる場合に限り。）に係る者に限り。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>11 転送先特定番号機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号へ着信があった場合（通信中に他から着信があった場合を含みます。）に、その着信する通信を、あらかじめ指定された着信課金番号（高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）又は特定着信番号（高度振り分け機能を利用しているもの及び当社が指定するもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）に自動的に転送することができる機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>カテゴリ7又はカテゴリ8（特定電気通信番号を用いる場合に限り。）に係る者に限り。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>
<p>12 メンバーズネット機能（タイプ1）</p> <p>「メンバーズネットグループ内通話」を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8に係る者に限り。）に、この機能を提供します。この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p> <p>(2) ～(3) (略)</p>	<p>12 メンバーズネット機能（タイプ1）</p> <p>「メンバーズネットグループ内通話」を行うことができるようにする機能</p>	<p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>、カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8に係る者に限り。）に、この機能を提供します。この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p> <p>(4) ～(3) (略)</p>

～2024年1月30日		2024年1月31日～	
<p>13 メンバースネット機能（タイプ2）</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から利用者番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60番号以内とします。）を用いて同一のメンバースネットグループ内の他の契約回線への通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。</p> <p>この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>13 メンバースネット機能（タイプ2）</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から利用者番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60番号以内とします。）を用いて同一のメンバースネットグループ内の他の契約回線への通信を行うことができるようにする機能</p>	<p>(2) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>、カテゴリ4、カテゴリ7及びカテゴリ8に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。</p> <p>この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>14 理由表示値通知機能</p> <p>第6種シェアードIP-PBXサービス利用回線から行う発信（この機能を利用するIPセントレックス番号に係るものに限ります。）について、発信先の交換設備から当社のIP通信網設備に対し当社が別に定める理由表示値の通知があった場合は、その旨を当社のIP通信網設備からその第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する端末設備に通知する機能</p> <p>（注）当社が別に定める理由表示値は、社団法人情報通信技術委員会が「JT-Q850 デジタル加入者線信号方式 No.1(DSS1)およびNo.7 信号方式 ISDN ユーザ部(ISUP)における理由表示の使用法および生成源」に定めるもの</p>	<p>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2又はカテゴリ4に係るもの（付加機能（メンバースネット機能（タイプ1）及びメンバースネット機能（タイプ2））に限ります。）を利用する場合を除きます。）に限ります。）に、この機能を提供します。</p>	<p>14 理由表示値通知機能</p> <p>第6種シェアードIP-PBXサービス利用回線から行う発信（この機能を利用するIPセントレックス番号に係るものに限ります。）について、発信先の交換設備から当社のIP通信網設備に対し当社が別に定める理由表示値の通知があった場合は、その旨を当社のIP通信網設備からその第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する端末設備に通知する機能</p> <p>（注）当社が別に定める理由表示値は、社団法人情報通信技術委員会が「JT-Q850 デジタル加入者線信号方式 No.1(DSS1)およびNo.7 信号方式 ISDN ユーザ部(ISUP)における理由表示の使用法および生成源」に定めるもの</p>	<p>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、<u>カテゴリ3のタイプ7</u>又はカテゴリ4に係るもの（付加機能（メンバースネット機能（タイプ1）及びメンバースネット機能（タイプ2））に限ります。）を利用する場合を除きます。）に、この機能を提供します。</p>

~2024年1月30日	2024年1月31日~
-------------	-------------

(当社が指定するものに限ります。)とします。	
15~18 (略)	(略)

(当社が指定するものに限ります。)とします。	
15~18 (略)	(略)

I P 通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和6年1月26日 C A S 1 第000400003091-01号)
この改正規定は、令和6年1月31日から実施します。